



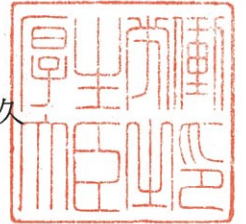
厚生労働省発基安 0724 第1号

平成 29 年 7 月 24 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙1「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び別紙2「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。



## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 名称等の表示又は通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物として、アスファルト、一クロロ―二―プロパノール、二―クロロ―一―プロパノール、結晶質シリカ、ジチオりん酸O・O―ジエチル―S―（ターシャリーブチルチオメチル）（別名テルブホス）、フェニルイソシアネート、二―三―ブタンジオン（別名ジアセチル）、ほう酸及びそのナトリウム塩、ポルトランドセメント、二―メトキシ―二―メチルブタン（別名ターシャリアミルメチルエーテル）、硫化カルボニル及びこれらを含有する製剤その他の物を追加するとともに、シリカ（結晶質シリカを除く。）及びこれを含む製剤その他の物を除外すること。

## 第二 施行期日等

## 一 施行期日

この政令は、一部を除き、平成三十年七月一日から施行すること。

## 二 経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供の際にその名称等を表示しなければならない物のうち、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第九に掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものとして、アスファルトを含む製剤その他の物でアスファルトの含有量がその重量の一パーセント以上であるもの、一―クロロ―二―プロパノールを含む製剤その他の物で一―クロロ―二―プロパノールの含有量がその重量の一パーセント以上であるもの等を定めること。

## 第二 名称等の通知の対象となる物の追加

譲渡又は提供の際にその名称等を通知しなければならない物のうち、令別表第九に掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものとして、アスファルトを含む製剤その他の物でアスファルトの含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるもの、一―クロロ―二―プロパノールを含む製剤その他の物で一―クロロ―二―プロパノールの含有量がその重量の一パーセント以上であるもの等を定めること。

### 第三 施行期日

この省令は、一部を除き、平成三十年七月一日から施行すること。